

2023 年度市川市立第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

市川市立第二中学校は、学校教育目標である「夢・命・絆」に向かい、豊かな心を育むとともに「いじめ根絶」に取り組むため「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題として捉え、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

I いじめの防止に関する基本的方針

1 いじめを防止するための基本的な考え方

私たち市川二中は、いじめの無い学校、いじめを許さない学校を目指します。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせる恐れがあります。したがって本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対していじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

2 いじめとは

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」総則）と定義されています。具体的には「仲間はずし」、「からかい」、「悪口」、「脅し」、「金品の強要」、「暴力」などの行為を指します。インターネット等を通じて相手を追いつめ、苦しめる行為も同様です。また、加害者や周囲がいじめ行為と捉えていなくても、被害にあった者が苦痛を感じている場合はいじめとみなします。

3 いじめの禁止

本校生徒および本校職員は、いじめを行ってはけません。

4 市川二中職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、市川二中の教職員は明るい学校づくりに努めます。そして保護者、地域住民他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、万が一いじめが疑われる場合には、いじめられた生徒を守り他の生徒や保護者と協力して適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

Ⅱ いじめを防ぐために

1 いじめを未然に防止する取り組み

- ア 毎年度当初に「第二中学校学校 いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策推進法」などに基づき、生徒及び保護者に対し、市川二中はいじめの無い学校、いじめを許さない学校を目指していることを伝えます。
- イ「いじめ防止に向けての年間計画」を作成し、学校の教育活動を通して計画的にいじめ防止に向けて全職員で取り組むとともに、いじめの無い学校、いじめを許さない学校への協力を生徒と保護者に求めます。
- ウ いじめの無い学校、いじめを許さない学校づくりのために生徒の自主的な活動を活性化させます。「イエローリボン活動（またはそれに代わる活動）」を設定し、生徒会活動の中で啓発することをはじめ、この活動を学校として支援していきます。
- エ 特に SNS を通じて行われるいじめについては意識を高く持ち、講演会の開催や集会や配布物（生活だより等）を通して積極的に啓発していきます。

2 いじめを早期に発見するための取り組み

- ア 5月・11月・2月の年間3回、全校生徒対象にいじめ問題に関する定期的なアンケートを行います。
- イ 教育相談（二者面談）や三者面談等がいじめに関して話題にします。
- ウ いじめで悩んでいる場合、自分の周りにいじめを受けている生徒やいじめている生徒がいた場合、担任だけでなく市川二中の全教職員、養護教諭、カウンセラーにも相談できることを生徒会と協力して繰り返し伝えます。
- エ 生徒の悩みごとを積極的に受け止めるために、普段の学校内での相談や電話による相談、相談室への相談申込箱の設置など、様々な方法で情報の収集に努めます。

Ⅲ いじめが発生した時の対応

1 事実の確認と報告

- ア いじめがあった場合、もしくはいじめと疑われる行為があった場合、教頭は直ちに関係職員を招集し、被害生徒、加害生徒及びその周囲の生徒に事実を確認し状況把握を行います。
- イ 被害生徒及び加害生徒の保護者に連絡し状況を伝えます。その際、学校として、被害を受けた生徒を守り、責任を持って保護することを明確に伝えます。一方、いじめの事実が確認されるまでは事情聴取と対応を継続します。
- ウ 校長は、いじめの全容が明らかになり次第、職員を招集し、全教職員に事実経過を報告するとともに、指導方針を含めた今後の対処について職員に諮ります。
- エ いじめの状況によって校長は、職員の共通理解を経て市川市教育委員会に連絡し、当該いじめについて報告および協議をします。いじめの内容が犯罪性を帯びていると判断された場合は市川市教育委員会と協議の上、外部関係機関（警察等）に速やかに連絡します。
- オ 被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者に対し、それぞれ学校としての対処方針並びに今後の指導方針を伝えるとともに解決への協力を要請します。その後、時機を見て必要に応じ一般生徒及び保護者に対し、発生したいじめの内容及びこれに対し学校が行った対処と指導措置について伝えます。

IV いじめに対処する組織の設置

1 常設組織の名称及び組織構成

(名称)「学校いじめ対策委員会」

(構成) 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、各学年生活担当教諭
スクールカウンセラー、ライフカウンセラー

2 緊急時の組織の名称及び組織構成

(名称)「いじめ問題対処対応委員会」

(構成) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係職員（担任、副担任、学年生徒指導、部活動顧問等）、関係学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、ライフカウンセラー

V 再発を防止するための取り組み

1 連絡確認

学校で発生したいじめ問題は、事後の指導及び対処方針を該当生徒及び保護者に伝えます。生徒に伝える時には再発防止に力点をおきます。保護者に伝える時には当該いじめに対する学校の指導や対処方針を伝え、理解と解決に向けての協力を要請します。

2 点検

学校の対処方針に従って、加害生徒を指導した経過並びに被害生徒のその後の学校生活の状況を職員会議で報告します。また「いじめ問題対処対応委員会」において、当該いじめに対する対処について評価を行い、その結果を職員会議の報告し、職員全体の合意形成を目指します。

3 評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適性に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの防止及び早期発見に関する取り組みについて
- ・いじめの再発防止に関する取り組みについて

補足 市川二中で実施しているいじめ防止に対する主な取り組み

- 1 2022年度は生徒会主催による「STOP いじめキャンペーン」として、挨拶運動・部活動内討議・標語の階段掲示・親子討議を実施。
- 2 5月・11月・2月の3回、「こころのアンケート」を実施するとともに教育相談週間を設定する。
- 3 毎週定例で行われている相談部会（校長、教頭、相談主任、生徒指導主事、不登校対策主任、カウンセラー、養護教諭、各学年相談担当教諭）、生活部会（校長、教頭、生徒指導主任、相談主任、養護教諭、カウンセラー、各学年生活担当教諭）の場でいじめに関する情報を共有する。
- 4 毎回の職員会議で必ず生徒指導情報交換を行い、いじめ問題等についての情報を共有する。